

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 茨城県
(氏名) A

上記被審人に対する平成27年度(判)第14号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金71万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成27年12月24日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成27年10月23日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社ヤマザキの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成26年1月28日午後2時24分頃から同年2月25日午前11時28分頃までの間、20取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、自己名義及びE名義を用いて、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計4万2900株を買い付ける一方、同株式合計4万1000株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計3万8900株を買い付ける一方、同株式合計3万7000株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

(別表)

(単位；株)

取引年月日	口座名義人	証券会社	売買数量	
			売付	買付
平成26年1月28日	A	B証券	700	1,200
		C証券	800	800
平成26年1月29日	A	B証券	1,200	700
		C証券	500	500
平成26年1月30日	A	B証券	1,600	2,600
		C証券	1,000	1,700
平成26年1月31日	A	B証券	-	500
		C証券	-	500
平成26年2月3日	A	B証券	-	200
		C証券	-	-
平成26年2月4日	A	B証券	-	300
		C証券	-	-
平成26年2月7日	A	B証券	1,700	800
		C証券	500	-
平成26年2月10日	A	B証券	3,400	2,800
		C証券	1,300	1,000
平成26年2月12日	A	B証券	2,900	2,900
		C証券	1,200	1,300
平成26年2月13日	A	B証券	2,700	3,800
		C証券	700	1,500
	E	D証券	-	1,000
平成26年2月14日	A	B証券	3,200	3,500
		C証券	2,000	1,300
	E	D証券	1,100	1,800
平成26年2月17日	A	B証券	2,900	1,600
		C証券	600	500
	E	D証券	1,700	500
平成26年2月18日	A	B証券	700	1,400
		C証券	-	100
	E	D証券	200	700
平成26年2月19日	A	B証券	1,700	400
		C証券	700	100
	E	D証券	1,000	-
平成26年2月20日	A	B証券	-	1,100
		C証券	-	600
平成26年2月21日	A	B証券	500	1,100
		C証券	-	100
平成26年2月24日	A	B証券	2,600	2,100
		C証券	700	600
平成26年2月25日	A	B証券	600	1,000
		C証券	600	300
合計			41,000	42,900

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第159条第2項第1号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額につき、法第176条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算定。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、37,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量38,900株である

ことから

(1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(37,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(474円×200株+482円×100株+485円×100株+490円×100株
+495円×100株+496円×100株+498円×2,100株+499円×200株
+500円×200株+507円×500株+520円×800株+523円×200株
+525円×500株+526円×800株+527円×100株+528円×100株
+530円×300株+531円×200株+539円×100株+545円×900株
+549円×100株+555円×100株+565円×1,600株+570円×200株
+571円×1,000株+575円×600株+580円×1,800株+581円×800株
+582円×500株+586円×600株+590円×1,300株+593円×100株
+595円×500株+599円×200株+600円×900株+603円×800株
+610円×100株+611円×100株+612円×100株+620円×1,500株
+621円×200株+622円×200株+623円×100株+625円×300株
+630円×1,700株+633円×200株+634円×100株+639円×400株
+640円×500株+655円×500株+659円×100株+660円×1,500株
+665円×200株+666円×100株+667円×400株+668円×400株
+669円×100株+670円×1,200株+671円×600株+672円×300株
+673円×100株+676円×100株+679円×300株+680円×3,400株
+698円×300株+709円×1,100株+710円×300株+735円×1,700株)
- (412円×100株+421円×200株+438円×200株+440円×100株
+445円×300株+450円×500株+458円×100株+461円×200株
+464円×100株+466円×100株+468円×100株+469円×200株
+474円×100株+481円×200株+482円×100株+489円×100株
+491円×100株+493円×200株+496円×100株+500円×700株
+501円×100株+502円×100株+504円×100株+509円×100株
+511円×600株+520円×1,000株+521円×100株+523円×600株
+530円×100株+531円×300株+532円×500株+533円×300株
+534円×300株+540円×400株+543円×100株+550円×100株

+551 円×100 株+553 円×100 株+556 円×100 株+560 円×200 株
 +561 円×100 株+563 円×300 株+566 円×1,300 株+570 円×200 株
 +571 円×100 株+573 円×100 株+575 円×100 株+576 円×100 株
 +577 円×100 株+578 円×100 株+579 円×400 株+580 円×1,300 株
 +582 円×500 株+583 円×200 株+584 円×600 株+585 円×600 株
 +586 円×600 株+589 円×600 株+592 円×800 株+599 円×200 株
 +600 円×2,300 株+602 円×500 株+603 円×500 株+605 円×100 株
 +608 円×200 株+609 円×400 株+610 円×700 株+612 円×100 株
 +615 円×500 株+616 円×200 株+617 円×100 株+620 円×2,200 株
 +621 円×100 株+622 円×100 株+624 円×100 株+625 円×100 株
 +627 円×200 株+629 円×200 株+630 円×1,000 株+631 円×500 株
 +632 円×400 株+634 円×100 株+639 円×500 株+640 円×200 株
 +647 円×100 株+648 円×100 株+649 円×100 株+650 円×600 株
 +652 円×200 株+653 円×100 株+654 円×200 株+655 円×400 株
 +658 円×100 株+659 円×200 株+660 円×200 株+662 円×500 株
 +667 円×100 株+668 円×100 株+669 円×100 株+670 円×600 株
 +671 円×300 株+675 円×100 株+680 円×1,600 株+684 円×100 株
 +690 円×600 株+694 円×100 株+705 円×100 株+706 円×100 株
 +709 円×1,000 株+720 円×100 株+735 円×500 株)

= 582,100 円

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (38,900 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (37,000 株) を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (724 円) に当該超える数量 1,900 株 (38,900 株-37,000 株) を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(724 円×1,900 株)

- (620 円×400 株+630 円×100 株+635 円×100 株+653 円×200 株
 +663 円×100 株+664 円×200 株+665 円×100 株+668 円×100 株
 +670 円×100 株+673 円×100 株+676 円×100 株+679 円×100 株
 +690 円×100 株+698 円×100 株)

= 129,500 円

の合計額 711,600 円となり、法第 176 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨て、710,000 円となる。